「みどりの食料システム法に基づく新潟県の基本計画」（案）への県民意見と県の対応

1 意見募集期間

令和 4 年 11 月 24 日（木曜日）から 12 月 23 日（金曜日）

2　意見の提出状況

(1) 意見提出者　4 人

(2) 意見件数　　7 件

3 意見の反映状況

Ⅰ	反映するもの	2 件
Ⅱ	一部反映するもの	0 件
Ⅲ	既に記述済みのもの	0 件
Ⅳ	今後の参考又は検討課題とするもの	5 件
Ⅴ	その他記述を変更しないもの	0 件

No.	県民意見	県の対応	反映状況
1	**第一 環境負荷低減事業活動の促進による環境負荷の低減に関する目標** 計画（案）の概要には、現状からの増加目標割合の記載があることから、計画本体にも記載した方が良いのではないか。	御意見のとおり、現状からの増加目標割合について追記することとします。	Ⅰ
2	**第一 環境負荷低減事業活動の促進による環境負荷の低減に関する目標** 基本計画（案）の目標項目が具体的に何を示しているのか記載がないことから、説明を追記した方が良いのではないか。	御意見のとおり、目標項目の内容を追記することとします。	Ⅰ
3	**第二 環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容に関する事項** 現在エコファーマーの認定を受けており、ホームページや農場見学に来た方への説明でエコファーマーの名前を使っている。これまでと同様、新しい県の基本計画で計画認定を受けた農業者が販売促進に使えるような愛称を設定してほしい。基本計画の「環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容に関する事項」にもエコファーマーの指針が含まれていることから、現在使っている「エコファーマー」を引き続き使えるようにしてほしい。	今後、御意見を参考に、本計画に基づき環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた農業者の愛称を検討することとします。	Ⅳ

No.	県民意見	県の対応	反映状況
4	**第二 環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容に関する事項** ホームページや商品紹介パンフレットに「エコファーマー」の名称を記載しており、取引相手の信用につながっている。「エコファーマー」は広く定着している愛称なので、新しい制度で認定を受けた農業者の愛称としても残していただきたい。また、廃止されるとホームページの改修やパンフレットの作り直しなどに手間とコストがかかる。	今後、御意見を参考に、本計画に基づき環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた農業者の愛称を検討することとします。	Ⅳ
5	**第二 環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容に関する事項** 環境負荷低減事業活動の計画を認定した農家には、エコファーマーのように、消費者に伝わりやすい愛称をつけてほしい。	今後、御意見を参考に、本計画に基づき環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた農業者の愛称を検討することとします。	Ⅳ
6	**第四 環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物の流通及び消費の促進に関する事項** 農業分野での温室効果ガス削減や減農薬・減化学肥料の取組拡大には、そのような農法で生産された農産物が消費者に積極的に選ばれ、消費が増えていくことが重要だと思うので、消費者の環境保全型農業に対する理解促進の取組を強化して欲しい。	これまでも、食育を通じた環境と調和のとれた農業生産の理解促進を図ってきたところですが、本基本計画の策定を契機に、取組の強化を検討してまいります。	Ⅳ
7	**第四 環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物の流通及び消費の促進に関する事項** 環境にやさしい農法で生産された農産物について、自分では意識的に購入するようにしているが、県として生産を増やす目標を掲げるのであれば、慣行的な農法で生産された農産物との価格差を縮める、販売店舗を増やす、どの程度環境負荷低減につながっているかが消費者に伝わるようにするなど、販売促進についてもっとＰＲしたり、そういった農産物を選ぶ消費者が増えるように、啓発や理解促進に取り組んでいくことも必要と考える。	御意見を踏まえ、本基本計画の策定を契機に、ＰＲの強化を検討してまいります。	Ⅳ